

県北広域振興局長告示第28号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

令和2年8月18日

県北広域振興局長 高橋 進

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
枋ノ木市民会館線の一部	440.00	16.00	令和2年7月22日
駅周8M-4号線の一部	60.00	8.00	〃
駅周6M-42号線	100.00	6.00	〃
駅周6M-39号線の一部	40.00	6.00	〃

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。